

那須塩原市事後審査型条件付一般競争入札共通事項

那須塩原市が行う事後審査型条件付一般競争入札については、公告文その他において特段の定めのない限り、以下の事項が共通して適用される。

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

那須塩原市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は入札参加資格を有している者のうち、次の各号の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。
- (5) 格付を行っている工種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、水道施設、解体の各工事）については、該当する工種の格付を有していること。

2 入札参加手続

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（市ホームページからダウンロードできる。）に必要事項を記入の上、これを添付して電子入札システムにおいて、定められた期限までに申請すること。
- (2) 参加申請提出期限までに参加申請書を提出した者は、原則として、その申請した入札に参加できるものとする。
- (3) 入札参加資格の確認は、開札後落札候補者のみに行い、確認の書類は、開札後、対象者に提出を求める。

3 設計図書の閲覧

入札情報公開システム（PPI）からダウンロードする。

4 現場説明

現場説明は行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は、那須塩原市電子入札運用基準に基づく電子入札システムによるものとし、持参によるものは認めない。ただし、紙入札方式での参加が認められた者については、この限りでない。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、那須塩原市財務規則（平成17年那須塩原市規則第50号）、那須塩原市建設工事執行規則（平成17年那須塩原市規則第133号）その他の関係法令並びに電子入札運用基準及び那須塩原市入札心得（建設工事）を遵守すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（又は入札公告で指示する率）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の110分の100（又は入札公告で指示する率）に相当する金額を入札書に記入すること。

(4) 提出した入札書の引換え又は変更は、認めない。ただし、入札書提出期限までに、入札参加者が明らかな入札の錯誤を申し出た場合に限り、当該入札が錯誤であることについて、内容及びその理由を記載した書面及び根拠書類等を入札執行者に提出することができるものとする。入札執行者は、錯誤の申出を受け、確かに錯誤であると認められる場合は、当該入札書は無効とする。

(5) 入札回数は、1回とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。当該落札候補者から提出を受けた入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

イ 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次に掲げるところにより確認資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(ア) 提出資料

- ・ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（市ホームページからダウンロードできる。）
- ・ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表（市ホームページからダウンロードできる。）
- ・ 施工実績調書 ※実績要件が設定されている場合のみ
- ・ 監理技術者(主任技術者)・現場代理人工事経歴書（市ホームページからダウンロードできる。）
- ・ その他市長が必要と認める資料 ※指示がある場合のみ

(イ) 提出期限

- ・ 入札参加資格確認資料の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日の日数は算入しない。）とする。

(ウ) 提出方法

- ・ 入札参加資格確認資料については、電子入札システムにおいて提出すること。ただし、持参による提出を認められた場合は、この限りでない。

ウ 入札参加資格確認資料に基づく、落札の可否については、原則として入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して2日（市の休日の日数は算入しない。）以内に通知する。

エ 落札候補者は、入札参加資格が不適格となった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日（市の休日の日数は算入しない）以内にその理由について説明請求書（那須塩原市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成20年那須塩原市告示第93号）様式第10号）で問い合わせができる。ただし、軽易なものについては口頭で説明を求めることができる。

オ 落札候補者が提出期限内に入札参加資格確認資料を提出しないときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。

カ 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定した入札において、最低価格入札者のした入札が当該最低制限価格を下回る場合には、当該入札をした者を失格とする。

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「合計額」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、合計額が工事価格に100分の92を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超えるときは、上限額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額、合計額が工事価格に100分の75を乗じて得た額（1万円未満の

端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「下限額」という。)に満たないときは下限額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- (ア) 予定価格の算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事又は設備工事にあつては、100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て））に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 予定価格の算定の基礎となった共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 予定価格の算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事又は設備工事にあつては、直接工事費に100分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を加えた額）に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 予定価格の算定の基礎となった一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

6 入札の辞退

入札の参加申請をした者は、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、入札辞退の申出が入札書提出期限までにされ、かつ、やむを得ない理由があると認められる場合は、入札参加を辞退することができる。

入札を辞退するときは、入札辞退届（条件付一般競争入札用）（市ホームページからダウンロードできる。）を持参又は郵送（入札書提出期限までに到着するものに限る。）により契約担当課に提出し、かつ、契約担当課の承認後入札書提出期限までに電子入札システムに入札辞退の入力を行うこと。

7 積算内訳書

- (1) 入札金額の根拠となる積算内訳書の提出を求めるので、入札書と併せて提出すること。
- (2) 電子入札における積算内訳書は、添付書類として電子ファイルで提出すること。
- (3) 提出された複数の積算内訳書のうち記載金額等が明らかに同一であると判断される積算内訳書がある場合は、当該積算内訳書を提出した入札参加者の行った入札を無効とすることができる。
- (4) 提出された積算内訳書の修正、差替え、引換え又は撤回は、できない。
- (5) 積算内訳書は、入札及び契約上の権利義務が生じるものではない。

8 積算内訳書の提出に当たっての注意事項

次の各号のいずれかに該当するときは、その者の行った入札は無効とする。

- (1) 積算内訳書の提出がないとき。
- (2) 積算内訳書に当該入札案件の工事名、工事箇所が記載されていないとき又は明らかに誤って記載されているとき。
- (3) 積算内訳書の合計金額と入札金額が一致しないとき。
- (4) 積算内訳書の項目について、次に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとき。
 - ア 土木工事等（土木工事積算基準によるもの） 単抜設計図書に記載されている項目のうち、費目、工種及び種別までの項目が記載されていないとき又は明らかに誤って記載されているとき。
 - イ 建築工事等（建築積算基準によるもの） 単抜設計図書に記載されている項目のうち、種目、科目及び中科目までの項目が記載されていないとき又は明らかに誤って記載されているとき。
 - ウ その他の工事 工事の種類に応じ、ア又はイを準用する。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 契約保証金

契約保証金は、納付しなければならない。ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札の無効

那須塩原市財務規則第83条の規定に基づき、次に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 提出期限までに入札参加資格確認申請書が提出されないとき。
- (3) 入札保証金を納めるべき場合に、当該入札保証金を納めない者又は不足する者が入札を行ったとき。
- (4) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
- (5) 入札に際し、虚偽又は不正の行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき。

12 同価格入札

最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより落札者の決定を行う。電子入札システムによりくじ実施後、同システムより落札決定通知を行う。

13 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。そのため、営業所の専任技術者、他の工事の現場代理人又は専任の技術者でない者でなければならない。
- (2) 現場代理人は、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。他の会社からの在籍出向者や派遣社員を現場に配置することは認めない。3箇月以上の雇用関係の有無は入札参加資格要件確認書類提出日で判断する。ただし、合併、営業譲渡、会社分割等による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情があると発注者が認めた場合には、この期間を短縮し、又は当該要件は適用しない取扱いとすることがある。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす場合は、現場代理人の常駐を緩和し、兼任を認めることとする。
 - ア 那須塩原市発注の工事又は那須塩原市内の国、都道府県発注の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。
 - イ 兼任工事の箇所数は、3を限度とする。
兼任する双方の現場に偏りなく駐在することができること。
 - ウ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められること。
 - エ 現場代理人の兼任について、那須塩原市発注工事同士で兼任する場合、先行工事の監督員と兼任について工事協議簿等により協議するものとし、その協議結果を記載した工事協議簿等の写しを後行工事の入札参加資格要件確認書類の提出時に添付すること。那須塩原市発注工事と他機関発注工事で兼任する場合は、当該工事の監督員と他機関発注者に兼任の可否について事前確認を行い、当該工事の協議結果を記載した工事協議簿等の写し及び他機関発注者が兼務を承諾した旨の書類の写しを入札参加資格要件確認書類の提出時に添付すること。
- (4) 申請書に記載した現場代理人は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできません。この場合には、変更在先立ち、契約検査課に「現場代理人及び主任技術者等変更通知書」及びその資格を確認できる書類（入札参加資格要件確認書類に準じる。）

を提出し、了承を得ること。

1.4 配置技術者（専任の場合）

- (1) 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。
- (2) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、登録講習実施機関の発行した監理技術者講習修了証を所持している者とする。
- (3) 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）の専任を要する工事については、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を技術者として配置とすること。他の会社からの在籍出向者や派遣社員を現場に配置することは認めない。3箇月以上の雇用関係の有無は入札参加資格確認資料提出日で判断する。ただし、合併、営業譲渡、会社分割等による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情があると発注者が認めた場合には、この期間を短縮し、又は当該要件は適用しない取扱いとすることがある。
- (4) 申請書に記載した配置技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできません。この場合には、変更先立ち、契約検査課に「現場代理人及び主任技術者等変更通知書」及びその資格を確認できる書類（入札参加資格要件確認書類に準じる。）を提出し、了承を得ること。
- (5) 次の全ての要件を満たす場合は、専任の主任技術者の兼任を認めることとします。なお、監理技術者には適応されないことに留意すること。
 - ア 那須塩原市発注の工事又は那須塩原市内の国、都道府県の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。
 - イ 専任を要件とする工事を含んで兼任できる箇所数は、2を限度とする。
 - ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場がいずれも那須塩原市内であること。
 - エ 専任を要する工事の主任技術者の兼任について、那須塩原市発注工事同士で兼任する場合、先行工事の監督員と兼任について工事協議簿等により協議するものとし、その協議結果を記載した工事協議簿等の写しを後行工事の入札参加資格要件確認書類の提出時に添付すること。那須塩原市発注工事と他機関発注工事で兼任する場合は、当該工事の監督員と他機関発注者に兼任の可否について事前確認を行い、当該工事の協議結果を記載した工事協議簿等の写し及び他機関発注者が兼務を承諾した旨の書類の写しを入札参加資格要件確認書類の提出時に添付すること。
- (6) 次の全ての要件を満たす場合は、特例監理技術者の配置（監理技術者の兼任）を認めることとする。
 - ア 兼任する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - イ 那須塩原市発注の工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているものであること。
 - ウ 兼任できる箇所数は、2を限度とする。
 - エ いずれの工事も請負代金額が3億円（営繕工事は2億円）未満であること。
 - オ 監理技術者の兼任について先行工事の監督員と協議の上、その協議書の写し及び選任した監理技術者補佐について記載した監理技術者補佐選任（変更）通知書を入札参加資格確認資料提出時に添付すること。
 - カ 選任する監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ・ 工事の種類に応じた1級技師補であって、主任技術者要件を満たす者

- ・工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

15 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。
- (2) 請負金額が4,500万円未満（建築一式工事については、9,000万円未満）の工事では、技術者の専任配置は必要としませんが、当該工事に配置できる技術者は、他の工事の専任となっていないこと。
- (3) 申請書に記載した配置技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。この場合には、変更前先立ち、契約検査課に「現場代理人及び主任技術者等変更通知書」及びその資格を確認できる書類（入札参加資格要件確認書類に準じる。）を提出し、了承を得ることとする。

16 その他

- (1) その他の入札契約事務については、那須塩原市入札心得に基づくものとする。
- (2) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書、資料の差替えは認めない。
- (3) 入札に際し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 地元業者育成の観点から原則として次の点に配慮すること。
 - ア 下請業者は、原則として市内業者を採用すること。
 - イ 給排水衛生設備工事は、市指定工事店を採用すること。
- (5) 上記のほか、建設業法、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、那須塩原市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱を熟知のうえ入札すること。